

第 3 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示	令和 5 年 (ワ) 第 2 8 号
期 日	令和 5 年 9 月 1 3 日 午 前 1 1 時 3 0 分
場 所 及 び 公 開 の 有 無	札幌地方裁判所小樽支部民事法廷で公開
裁 判 長 裁 判 官	大 倉 靖 広
裁 判 官	池 上 恒 太
裁 判 官	斎 藤 由 里 阿
裁 判 所 書 記 官	阿 部 知 央
出 頭 し た 当 事 者 等	原告 野村一也 被告ら代理人 土田慧 被告ら代理人 下矢洋貴
指 定 期 日	令和 5 年 1 2 月 6 日 午 後 1 時 3 0 分

弁 論 の 要 領 等

原告

原告が違法行為と主張している事実について、その特定や、違法行為となる理由を主張するには、本件の膨大な背景事情も踏まえなければならず、主張書面提出には、なお2か月を要する。

令和5年11月13日までに、前回期日で同年9月4日までに提出するとしていた次の事項を明らかにした書面を提出する。

- 1 山内勲の行為のうち、
 - (1) 「黒幕」という発言に関するものにつき、①当該発言があった日時の特
定、②甲第143号証の3と甲第177号証の12の関係、③これらの発言

が名誉毀損となる理由

- (2) 税金滞納に関する暴露・非難行為に関するものにつき、①当該行為があった日時の特
定、②これらの言動を誰が聞いていたか
- 2 今野満の行為につき、侮辱行為及び改ざん行為とはどの行為を指すのかの特
定並びに違法行為となる理由
- 3 工藤信也の行為につき、理由なく拒絶した事実はないとの主張に対する反論
- 4 坂野孝洋の行為につき、名誉毀損となる理由

裁判所書記官 阿 部 知

